

# 所得税と住民税の申告は 3月15日(火)までです

申告が必要な方は、左記の三つの手順を確認し、三月十五日(火)までに申告の手続をしてください。なお、申告(相談会場は、混雑が予想されます。郵送か電子申告(e-Tax)での提出をおすすめします。

## STEP 1 対象者かどうか確認する

### 所得税の確定申告が必要な主な方

- 平成二十七年中の給与収入金額が二十万円を超える方
- 給与を二か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が二十万円を超える方
- 給与を二か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が二十万円を超える方

- 平成二十七年中の各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方

※ 公的年金などの収入金額が四百万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が二

十万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるための申告書は提出することができます。

### 町・県民税の申告が必要な方

- 平成二十八年一月一日現在で豊山町内に住所があり、平成二十七年中に所得があつた方  
ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。  
・ 所得税の確定申告をする方  
・ 所得が給与所得以外になく、平成二十八年一月一日現在において給与の支払を受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります。)

・ 所得が公的年金等に係る所得以外になく、平成二十八年一月一日現在において公的年金等の支払いを受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります。)

なお、所得のなかった方は、申告の義務はありません。ただし、国民健康保険税の減額や福祉関係の判定、所得証明を必要とされる場合の資料となります。

ますので、申告されることをおすすめします。

## STEP 2 必要な物を準備する

給与や年金の源泉徴収票(原本)、印鑑(認印可)、所得税の還付を受ける場合は還付金の振込先の分かるもの(金融機関名と口座番号、申告者本人の口座に限る)、その他に次の表の書類が必要です。また、昨年の確定申告書の控えなどの参考資料のある方は持参してください。

控除名	必要な書類など
社会保険料控除	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など ※国民年金保険料を2年前納された方で各年に分割して控除される方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除額内説明細書」をご記入の上、併せて持参してください。
生命保険料控除	生命保険料支払証明書
地震保険料控除	地震保険料支払証明書
障害者控除	身体障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書など
医療費控除	支払った医療費の領収書や医療費を補てんする保険金などが分かるもの ※医療費の合計金額をあらかじめ計算しておいてください。
住宅借入金等特別控除	税務署発行の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照してください。
寄附金控除	寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証など

## STEP 3 申告方法を確認する

申告方法は次のとおりです。所得税は①・②で申告できます。町・県民税は①のイで受け付けます。

### ① 申告(相談) 会場での提出

ア 名古屋会場(税務署が開設する申告会場)

▼とき 二月十二日(金)〜三月十五日(火)※土曜日・日曜日は二月二十一日(日)と二月二十八日(日)のみ開設  
午前九時十五分〜午後五時(午後四時までにご来場ください。)

▼ところ 愛知県産業労働センター(ウイंकあいち) ※名古屋空港直行バス「名古屋駅前」下車徒歩五分

### ●名古屋会場 (愛知県産業労働センター<ウイंकあいち>)案内図

